# 公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野市道路及び公園等 LED 照明整備維持管理事業について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和4年 8月 3日

佐野市長 金 子 裕

## 1 事業概要

- (1) 事業名 佐野市道路及び公園等LED照明整備維持管理事業
- (2) 事業内容

佐野市で管理している道路及び公園の照明について、事前の調査・設計を行い、LED化工事を施工する。併せて、施工期間中の監理と施工後 10年間の維持管理を行う。詳細は、別紙「佐野市道路及び公園等 LED 照明整備維持管理事業仕様書」に記載のとおりである。

- (3) 履行期間
  - ①調査・設計(D)及び施工監理並びに施工(B): 契約締結日から令和5年9月30日
  - ②維持管理(M):

上記①契約の目的物の引渡しを受けた日から10年間

## 2 提案限度額

(1) 提案限度価格

提案者は、以下に示す金額の範囲で事業内容を提案することとする。 なお、下記提案限度額を超えた金額で提案した場合は、その提案書を 無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

総額 159,280,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。(以下、「税込み」という。))

- ①調査・設計(D)及び施工監理並びに施工(B):150,898,000円(税込み)
- ②維持管理(M):8,382,000円
- ※但し、上記総額は契約時の予定額を示すものではない。また、本事業 に係る提案は、①、②各々この提案限度額の金額を超えてはならない。
- (2) 最低制限価格 無

## 3 提案参加資格

- (1) 応募者の役割
  - ① 応募者は本事業を行う能力を有する複数企業で構成するグループ (以下「グループ」という。)とし、構成員全てを明らかにし、以下に 示す各々の役割について担当する企業を明確にする。
  - ② 応募者の役割
    - (ア) 統括役割 (グループ代表者)

本事業において、調査・設計・施工監理、施工・維持管理の全体管理を行う者とする。グループ構成員の中から代表者を1者選定し、選定された代表者は、本市との対応窓口となり、基本契約及びに個別の契約等諸手続きを行う。また、本事業を行う上でのリスク等において、本市に対し一括して責任を負う。

(イ) 調査・設計及び照明施設管理用データ構築並びに施工監理役割 道路照明、公園照明等の現状を詳細に把握し、LED照明交換の設 計を行い、地図や電力契約番号等を用いて施設管理できるよう立案す

る。また、事業終了後に引き継ぐ照明施設管理用データを本市と協議して構築する者とする。さらに、設計に基づき適切に施工が実施されているか、適切な安全管理体制や工程に従った進捗が図られているか

などの施工監理(工事監督業務の補助的業務を含む)を行う者とする。

(ウ) 施工役割

道路照明、公園照明等の LED 化工事を施工する電気工事業を行う者とする。

(工)維持管理役割

道路照明、公園照明施設等の維持管理を行う者とする。

(オ) その他役割

上記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)以外の業務を行う者とする。

③ 応募者役割等の制限

同一の構成員が複数の役割に当たることを妨げない。但し、(イ)と(ウ)を同一構成員が兼ねることは出来ない。また、応募者の構成員が、他のグループに重複して構成員になることを禁止し、且つ応募者(構成員含む)は、提案書提出後の変更も認めない。

また、特別目的会社等を設立することも可とする。設立の意思及び予定がある場合は、参加表明書に明記するとともに、特別目的会社等をそれぞれの契約締結前までに設立すること。

※設立とは、会社法(平成十七年法律第八十六号)の定めにより、法 人登記の申請受付がされた時をいう。

# (2) 応募者の資格

応募者は、参加表明書の受付期限日現在において、次の要件を全て満たす者であること。

- ① 統括役割(グループ代表者)を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿(建設工事)に電気工事業として登録されており、佐野市に本店を有する者であること。また、佐野市との過去3年以内(令和元年4月1日から令和4年3月31日までに契約し、完了したもの)の入札による建設工事請負契約実績(電気工事に限る。また、特定建設共同企業体の構成員としての実績も含む)を有する者であること。
- ② 調査・設計及び照明施設管理用データ構築並びに施工監理役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿(測量・設計・建設コンサルタント)に登録されている者であること。
- ③ 施工役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿(建設工事)に電気工事業として登録されており、佐野市に本店を有する者で、必ず2者以上での応募とすること。また、施工役割を担う構成員のうちの1者(施工役割を担う構成員の代表者)は、電気工事業の特定建設業許可を有するものであり、電気工事に係る監理技術者(監理技術者講習修了証を併せて有する者)を専任で配置できる者とし、その他の構成員は、電気工事業の特定又は一般建設業許可を有するものであり、電気工事に係る国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。
- ④ 維持管理役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿(建設工事)に電気工事業として登録されており、佐野市に本店を有する者であること。
- ⑤ その他役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿(建設工事、 測量・設計・建設コンサルタント、物品役務)のいずれかに登録されて いる者であること。なお、上記①~④の役割を担うものが本役割を兼ね る場合は設定しなくてもよい。
- ※その他役割とは、資金面や材料調達のみを担うなど間接的に事業遂行の一部を担う者のことを言う。ただし、役割に応じた業種区分に該当する者とすること。
- ⑥ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規 定する者(未成年者、被保佐人又は非補助人であって、契約締結のため

に必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

- ⑦ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規 定により市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ⑧ 本事業の公告日から提案書提出期限までの間に、佐野市入札参加者 指名停止要綱(平成17年佐野市公示第154号)第2条第1項に規定す る指名停止の期間中でないこと。なお、指名停止の措置を受けた時は、 当該資格を喪失するものとする。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条または第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員と関係を有すると認められるものに該当しないこと、並びに佐野市暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑩ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条の規定による破産手続きの申立てをしていないこと。
- ① 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立てがなされいないこと。または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申し立てがなされていないこと。但し、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ② 国税及び地方税の滞納がない者。
- ③ 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法律で適用が除外されている者は、この限りではない。(統括役割(グループ代表者)及び施工役割を担う構成員のみ適用)

# 4 提出書類、契約方法、支払条件等

#### (1) 提出書類

参加表明書、提出意思確認書、提案書を7(3)~(5)で示す提出期限までに提出すること。なお、提出書類の詳細は、別紙「佐野市道路及び公園等LED照明整備維持管理事業に係る公募型プロポーザル募集要項」に記載のとおりとする。

## (2) 契約方法

本事業は、公募型のプロポーザル方式により契約候補者を選定し、基本契約 (DBM 方式) を締結する。また、「調査・設計 (D) 及び施工監理並びに施工 (B)」、施工終了後の「維持管理 (M)」について、それぞれ個別の契約を締結することとする。

なお、契約締結時において、複数の構成員が1つの役割を担う場合は、 構成員相互間の役割分担(施工内容や施工範囲の明示を含む)や引渡し後 の契約不適合責任などの条項を記載した協定書等を提出しなければなら ない。(施工役割を担う構成員は必須)

## (3) 支払条件

基本契約及び各個別契約における支払条件は、以下のとおりとする。

- ① 入札保証金:免除
- ② 契約保証金:「調査・設計(D)及び施工監理並びに施工(B)」契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付
- ③ 支払条件:「調査・設計(D)及び施工監理並びに施工(B)」契約において、支払要件を満たした場合に前金払、中間前金払、部分払を請求することができる。ただし、前金払等の支払いは、令和5年4月1日以降より請求できるものとする。

# 5 提案書を特定するための評価基準

以下、(1)~(8)の評価項目についてそれぞれ評価する。

- (1) 企業概要
- (2) 事業効果及び事業費
- (3) 調査・設計及び施工監理
- (4) 施工計画及び廃棄計画
- (5) 使用機器及び照明施設管理用データ作成、省エネルギー効果の計測・ 検証
- (6) 維持管理
- (7) 市内業者の活用
- (8) その他の提案

なお、審査内容、評価の視点、配点等は、別紙「佐野市道路及び公園等 L E D 照明整備維持管理事業に係る公募型プロポーザル募集要項」8(3)に記載のとおりとする。

# 6 本プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施時期
実施手続き開始の公告	令和4年8月3日
募集要項等の配付(佐野市ホーム	令和4年8月3日~令和4年8月31日
ページで公開)	
質問の受付	令和4年8月15日~令和4年8月23日
質問に対する回答期限	令和4年8月31日
参加表明書の受付期間	令和4年9月1日~令和4年9月15日
提案書資格の審査期間	令和4年9月15日~令和4年9月30日
提案資格確認結果及びプロポーザ	令和4年10月3日~令和4年10月7日
ル参加要請の通知	
提出意思確認書の受付期間	令和4年10月7日~令和4年10月17日
提案書提出期限	令和4年10月20日~令和4年11月11日
提案書内容の確認	令和4年11月14日~令和4年11月30日
審査(書類審査、ヒアリング審査)	令和4年12月上旬~中旬
結果通知	令和4年12月中旬
仕様内容協議	令和4年12月下旬~令和5年1月下旬
基本契約締結	令和5年2月上旬
個別契約締結(調査·設計(D)及	令和5年2月中旬
び施工監理並びに施工(B))	(履行期間:令和5年2月中旬~令和5年9月30日)
個別契約締結(維持管理(M))	令和5年2月中旬
	(履行期間:上記個別契約の目的物の引渡しを受けた
	日から10年間)

# 7 手続き等

- (1) 配付資料等の配付方法及び配付期間
  - ① 配付方法 応募者は、募集要項及び仕様書等を佐野市ホームページからダウンロードすること。
  - ② 配付期間 令和4年8月3日(水)から同年8月31日(水)まで
- (2) 配付資料等に関する質問の受付期間及び受付場所並びに方法
  - ① 受付期間 令和4年8月15日(月)から同年8月23日(火)午 後5時まで(必着)
  - ② 受付場所 7 (7)担当事務局に同じ。

- ③ 受付方法 電子メール (kouen@city.sano.lg.jp)
- (3) 参加表明書の受付期間及び受付場所並びに方法
  - ① 受付期間 令和4年9月1日(木)から同年9月15日(木)午後5時まで
  - ② 受付場所 7 (7)担当事務局に同じ。
  - ③ 受付方法 持参
- (4) 提出意思確認書の受付期間及び受付場所並びに方法
  - ① 受付期限 令和4年10月17日(月)午後5時まで(必着)
  - ② 受付場所 7 (7)担当事務局に同じ。
  - ③ 受付方法 持参又は郵送(必着)
- (5) 提案書の受付期間及び受付場所並びに方法
  - ① 受付期間 令和4年10月20日(木)から同年11月11日(金) 午後5時まで
  - ② 受付場所 7 (7)担当事務局に同じ。
  - ③ 受付方法 持参
- (6) ヒアリング審査の日時及び場所並びに方法
  - ① 日 時 令和4年12月上旬~中旬
  - ② 場 所 別途応募者に通知
  - ③ 審査方法 別途応募者に通知
- (7) 担当事務局

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市都市建設部都市整備課公園緑地係 電話 0283-20-3101 FAX0283-20-3035

E-mail:kouen@city.sano.lg.jp